

静岡県告示第253号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士富士宮由比線	富士市富士岡字権現原1498番の15	令和5年3月31日

=====

静岡県告示第254号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
袋井春野線	周智郡森町三倉字天幡塚5094番の8から 周智郡森町三倉字天幡塚5134番の10まで	令和5年3月31日

=====

静岡県告示第255号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
掛川袋井線	袋井市国本字新屋2083番の2から 袋井市国本字新屋2084番の2まで	令和5年3月31日

=====

静岡県告示第256号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大和田森線	掛川市大和田字四ノ坪 645 番の 6 から 掛川市大和田字五ノ坪 703 番の 1 地先まで	令和5年3月31日

=====

静岡県告示第 257 号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間浜松土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
301号	湖西市新居町中之郷字庄慶2412番の9	令和5年3月31日